

表1 要監視項目及び指針値

(平成11年2月22日付環境庁水質保全局長通知)

項 目	指 針 値	備 考
クロロホルム	0.06 mg/l以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/l以下	
p-ジクロロベンゼン	0.3 mg/l以下	
イソキサチオン	0.008 mg/l以下	
ダイアジノン	0.005 mg/l以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/l以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/l以下	
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/l以下	
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/l以下	
プロピザミド	0.008 mg/l以下	
E P N	0.006 mg/l以下	
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/l以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/l以下	
イプロベンホス(I B P)	0.008 mg/l以下	
クロルニトロフェン(CNP)	-	
トルエン	0.6 mg/l以下	
キシレン	0.4 mg/l以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/l以下	
ニッケル	-	
モリブデン	0.07 mg/l以下	
アンチモン	-	
ほう素	1 mg/l以下	環境基準へ移行
ふっ素	0.8 mg/l以下	環境基準へ移行
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	環境基準へ移行

ほう素及びふっ素については、海域には適用しない。